

居宅療養管理指導利用料金表(介護給付)

医療法人 銀門会 甲州リハビリテーション病院 居宅療養管理事業所

2024.6.1

サービス内容略称	基本算定項目	基本単価(円)		
		1割負担	2割負担	3割負担
管理栄養士居宅療養 I (単一建物居住者1人に対して行う場合)	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施 ※月2回を限度	545 円/回	1,090 円/回	1,635 円/回
管理栄養士居宅療養 II (単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施 ※月2回を限度	487 円/回	974 円/回	1,461 円/回
管理栄養士居宅療養 III (1)及び(2)以外の場合	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施 ※月2回を限度	444 円/回	888 円/回	1,332 円/回
中山間地域等(報酬評価対象となる地域指定)に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の100分の5		
通常の事業の実施地域内		笛吹市・甲府市・山梨市・甲州市		
交通費		1km当 30円(税別)		

※利用料金は介護保険負担割合によります。

※計画的な医学管理を行っている医師が、急性憎悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別指示を行った場合は、当該指示から30日間に限って、さらに2回を限度として算定いたします。

介護保険対象外の利用料金表(自費サービス)

サービス内容略称	基本算定項目	基本単価(円)
管理栄養士居宅療養 I (単一建物居住者1人に対して行う場合)	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	5,450円/回(月2回を限度)
管理栄養士居宅療養 II (単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,870円/回(月2回を限度)
管理栄養士居宅療養 III (1)及び(2)以外の場合	栄養管理に係る情報提供、指導または助言を30分以上実施	4,440円/回(月2回を限度)
中山間地域等(報酬評価対象となる地域指定)に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の100分の5
交通費	居宅療養事業所より利用者宅までの距離	1km当 30円(税別)